

第276回山形県開発審査会議事録

1 日 時

令和4年10月11日（火曜日） 午後1時から午後1時55分まで

2 場 所

県庁12階 1201会議室

3 出席委員

後藤委員、佐藤（亜）委員、佐藤（慎）委員、中山委員、向田委員

5名

欠席委員

金谷委員、柴田委員

2名

4 事務局報告

令和4年7月19日で前委員の任期満了となり、委員を改選したため、事務局から委員の紹介をした。その後、山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、井上都市計画課長があいさつした。

5 会長選出及び会長代理指名

事務局から、委員改選に伴い新委員の中から新会長を選出する必要があることを説明し、会長選出までの議長選出について事務局一任の提案をし、異議なく了承されたため、後藤委員を議長に選出した。

議長が、山形県開発審査会条例第4条第1項の規定により会長を委員から互選により選出することを説明し、その方法について委員に諮ったところ、議長一任の発言があり、議長から、議長による指名推選による方法とすることを提案した。その方法が異議なく了承されたため、議長が向田委員を会長に指名したところ、異議なく了承され、向田委員が会長に選出された。

その後、山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、向田会長が議長となり、山形県開発審査会条例第4条第3項の規定により、向田会長が佐藤（慎）委員を会長代理として指名した。

6 議事録署名委員指名

議長から、佐藤（亜）委員、佐藤（慎）委員が議事録署名委員に指名された。

7 議 事

(議 長)

審議に先立ちまして、今回の委員改選により新たに4名の方が新任されました。そこで、改めて開発許可制度の概要について事務局に説明を求めます。

(事 務 局)

(県土整備部都市計画課 高橋主事が説明)

(議 長)

それでは案件の審議に入ります。今回の議事は、都市計画法第29条の規定による開発許可案件1件です。案件の公開・非公開の別については、付議することにより企業等に不利益を与えるものとは認められないため、議第1号は公開といたします。

それでは、議第1号の村山総合支庁提案案件について、事務局の説明を求めます。

(事 務 局)

(村山総合支庁建築課 仁科主査が案件について説明)

(議 長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(中山委員)

障がい者の方の障がい種別に制限は設けないというお話がありましたけれども、今現在、こういった障がいのある方が利用されているのですか？

(村山総合支庁)

知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者の3障がいに加え、難病の方も利用されていると伺っております。

(中山委員)

今度新たにワインの醸造から販売まで行うということなのですが、栽培・醸造・販売の作業の中から障がいの程度にあった作業を行えるよう、作業の幅を広げていくということですね。

(村山総合支庁)

その通りです。現在は、傾斜地のブドウ畑ということで、障がいの程度によっては、なかなか作業が難しいところもあると伺っているのですけれども、今回、新たに醸造、販売等の作業がでできますので、それぞれの障がい特性にあった作業を行っていくように聞いております。

(議 長)

他に御意見、御質問等ございませんか。

なければ、本件について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員でございます。それでは許可相当といたします。

(議 長)

次に報告に移ります。報告①、山形県開発審査会への事後報告案件について個人のプライバシーに関するものですので、これより非公開といたします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 高橋主事が報告)

(議 長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

それでは、続きまして、報告②の令和2年度開発許可の状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 高橋主事が報告)

(議 長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

特にないようでしたら、これをもちまして、本日の議事・報告はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

(閉会 13時55分)